

茨木市における放課後児童健全育成事業について

1 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものです。

放課後児童健全育成事業を行うには、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ市町村長に届け出る必要があります。本市では、茨木市児童福祉法施行細則（昭和62年茨木市規則第24号）第38条において事業開始の届出に関することを規定しています。

2 茨木市における放課後児童健全育成事業の実施について

本市では、法第34条の8の2第1項の規定に基づき、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第29号）を定めています。本市で放課後児童健全育成事業を行う場合は、条例で定める基準を遵守しなければなりません。

【条例の主な内容】

項 目	内 容
設備の基準 （第10条）	①遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ②専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。
職員 （第11条）	①放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（※1）を置くこと。 （※1）放課後児童支援員：次のいずれかに該当する者で、都道府県知事又は中核市の長が行う研修を修了したもの。 （1）保育士の資格を有する者 （2）社会福祉士の資格を有する者 （3）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者 …等 ②放課後児童支援員の数は、支援の単位（※2）ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 （※2）支援の単位：放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 （ただし、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の場合は補助対象外）
開所時間及び日数 （第19条）	①開所時間：小学校の授業の休業日 1日につき8時間 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間 ②開所日数：1年につき250日以上を原則とする。

3 放課後児童健全育成事業の届出について

茨木市内で放課後児童健全育成事業を開始する場合は、事前に届出を行う必要があります。

届出は随時受付を行います。補助金の交付を希望される場合は、おおむね以下のスケジュールに沿って手続きをしていただくことになります。

【事業開始から補助金交付までのスケジュール（概要）】

年 度	時 期	内 容	備 考
(前年度)	9 月～12 月	事前相談	この時期に次年度予算の積算を行います。 補助金は予算の範囲内で決定するため、市が次年度の事業開始を把握できていなければ、補助金を交付できない場合があります。
	1 月～3 月	開始の届出	届出書類が揃っていること、内容が本市条例に適合していること等を確認する必要があるため、できるだけ早めに提出してください。
事業開始 年度	4 月～5 月中旬	事業開始	補助金の交付を受けるには、原則として年間250日以上開所する必要があります。
	(4 月～3 月)	(事業内容確認)	事業実施内容の確認のため、1～2 か月に1 回程度、入所児童名簿や職員配置状況等の提出を依頼します。
	6 月～7 月	補助金交付申請	対象となる事業所には市から通知を行います。
	3 月～4 月	実績報告	事業実施年度の実績報告書、収支決算書等を提出していただき、当該年度の補助金額を確定します。
	5 月	補助金請求	補助金確定額に基づき、補助金を交付します。 請求から3～5 週間後に指定の口座に振り込みます。
		補助金振込	

【事業開始の届出に必要な書類】

放課後児童健全育成事業開始届出書（茨木市児童福祉法施行細則様式第51号）

＜添付書類＞

- ・定款その他の基本約款
- ・運営規程
- ・主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付してください。）
- ・職務の内容（上記の名簿等に記載してください。）
- ・建物その他設備の図面（平面図等を添付してください。）
- ・収支予算書及び事業計画書

※定款その他の基本約款において、団体の事業目的に「放課後児童健全育成事業」が入っている必要があります。

※届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1 か月以内に「放課後児童健全育成事業変更届出書」（茨木市児童福祉法施行細則様式第52号）による届出が必要です。

また、事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ「放課後児童健全育成事業廃止（休止）届出書」（茨木市児童福祉法施行細則様式第53号）による届出が必要です。

4 茨木市放課後児童健全育成事業補助金について

本市では、小学校に就学している児童の健全育成を図ることを目的として、茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき、法第34条の8第2項の規定による届出をした事業者が運営する放課後児童健全育成事業に対し、補助金を交付しています。

- ・補助の種別等については、要綱別表に定めるとおり。
→国の子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づいて定めている部分が多いため、補助金の交付申請にあたっては、国要綱等の内容についても確認していただく必要があります。
- ・補助内容については、児童数や事業実施箇所数等を踏まえて、年度ごとに算定基準等の見直しを行いますので、同じ条件でも年度により補助金額が異なる可能性があります。

5 補助制度の概要（令和6年度）

要綱に規定する補助制度の概要（令和6年度）は以下のとおりです。

【補助対象となる事業】（要綱第2）

1日3時間（土曜日と長期休暇期間については8時間）以上、かつ、年間250日以上開所する放課後児童健全育成事業（ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも補助の対象とすることがある。）

【補助の種別等】（要綱別表）

No.	補助の種別	補助対象経費	基準額 （1支援の単位 当たり年額）
1	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費のうち、人件費、研修費、消耗品費、燃料費（児童送迎用車両に係るものに限る。）、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、委託料（児童送迎用車両の運行に係るものに限る。）、備品購入費（スポーツクラブや塾など、特別な活動内容に必要な経費は補助対象外）	1,766,000円 ～4,868,000円 ※児童の在籍小学校により上記の額から減額の場合あり
2	障害児受入推進事業	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るための経費	2,059,000円
3	障害児受入強化推進事業	3人以上の障害児又は医療的ケア児を受け入れる場合に、受入に必要となる専門的知識等を有する者の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るための経費	2,059,000円 ～6,177,000円
4	小規模放課後児童クラブ支援事業	児童の数が19人以下の放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等を配置するための経費	643,000円
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善））	放課後児童クラブの職員に対して3％程度（月額9,000円相当）の賃金改善を実施するための経費	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数
6	I C T化推進事業	業務のI C T化の推進及びオンライン会議等を行うために必要な経費	500,000円

※No.6は国の子ども・子育て支援交付金の特例措置分等に係る内容であるため、令和7年度以降は実施しない可能性があります。